

日南市議会における政治倫理向上に関する決議

日南市議会は、平成25年3月に議員発議にて「日南市議会政治倫理条例」を定め、日南市議会議員が市民全体の奉仕者としてその倫理性を自覚し、人格及び倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するべく、職務にあたってきた。

このような中、去る8月6日に、本市議会議員が市公共施設の指定管理者の役員として、指定管理料の使途不明金発生に自らが関与したことを理由に、議員を辞職するという事案が発生した。

議員活動によらない非行とはいえ、市民の代表者である市議会議員がこのような行為を起こしたことは、議会と市民の皆様との信頼を著しく裏切ると同時に、日南市の名誉を深く傷つけるものであり、本市議会としてもこの憂慮すべき事態を厳粛に受け止め、市民の信頼回復に全力で取り組まなければならない。

よって本市議会は、議会自らが制定した政治倫理条例の下、議員一人ひとりが議会の役割と責任を深く認識し、市民の付託に応え得る高い倫理観と使命感をもってその職にあたり、市議会一丸となって一刻も早い市民の皆様との信頼回復に向け、全力を挙げて取り組むことをここに表明する。

以上、決議する。

令和3年9月6日

日 南 市 議 会